

令和6年 第11回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和6年12月18日(水)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎5階第2会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和6年12月18日(水) 午後1時30分		
	閉 議	令和6年12月18日(水) 午後2時45分		
出欠委員の氏名 出席 5名 欠席 0名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	峯 隆三	○	
	委 員	渡海 富美	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	帯山 保磨	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	廣瀬 淳哉	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	川久保真由美		
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第10回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第8号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第39号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

議案第40号 時津町組織機構の変更に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則

議案第41号 時津町組織機構の変更に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示

議案第42号 時津町組織機構の変更に伴う教育委員会関係訓令の整備に関する訓令

議案第43号 時津町教育委員会公告式規則

議案第44号 時津町教育委員会事務局職員の人事について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和6年第11回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第10回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第10回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和6年第10回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和6年第10回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

日程第2、教育長報告を行います。

令和6年10月24日から令和6年12月18日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

○ 宮原教育委員

10月28日（月）に開催された不登校対策研修会とは、先生方を対象とした研修会講演等がおこなわれたのですか。

○ 相川教育長

年に2・3回計画されている教職員を対象とした研修になります。第1回目は、大学のカウンセラー専門の先生による、不登校と疑われる児童生徒にどう対応するか。また、「ひだまり」を利用している児童生徒にどのように対応するか細かく具体的に指導を受けました。

第2回目は、「ひだまり」にいらっしゃった指導員の先生が具体的な対応の事例を用いての研修をしていただきました。先生の方にとって貴重な研修になったのではないかと思います。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問はありませんか。

○ 峯教育委員

11月27日（水）の3CATS研修会とは、どういった研修会でしょうか。

○ 相川教育長

県の教育庁OBで大学教授となった有志の方々の集まりから、教職員の指導技術を高める力になりたいとの申し出をいただきました。今回は、時津北小学校で国語科と算数科についての研究授業をおこなっていただき、その後会員同士での意見交換会を行うなど教職員の指導技術を高める活動をされています。

○ 峯教育委員

ありがとうございます。

○ 相川教育長

他にご質問はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第8号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第8号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本件は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第38号は秘密会で議事進行することに決しました。議案第38号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第39号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、議案第39号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第39号は秘密会で議事進行することに決しました。議案第39号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第40号 時津町組織機構の変更に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則

○ 相川教育長

続きまして、議案第40号、時津町組織機構の変更に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の件を議題とします。

議案第40号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第40号、時津町組織機構の変更に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則についてご説明いたします。

資料を3枚めくっていただいて、4枚目の「時津町組織機構の変更に伴う時津町教育委員会関係規則の整備に関する規則の制定についての骨子」をご覧ください。

1の趣旨にあります。令和7年4月の組織変更に伴い、教育総務課と学校教育課が統合し、教育総務課となりますので、関係規則の整理をするものです。

2の改正の内容にあります。 「時津町教育委員会の組織に関する規則」、「時津町教育委員会公印規程」、「外国語指導助手任用規則」の3つの規則等について、学校教育課を教育総務課に改めるものです。施行期日は、令和7年4月1日からとなっております。

以上議案第40号についての説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

個人的には、「学校教育課」と「社会教育課」といったイメージがありますが、今回「教育総務課」と「社会教育課」になったということで、学校教育関係は、「教育総務課」の方で執り行われるのですか。

○ 大宅教育総務課長

教育総務課の中に「学校教育課」と「社会教育課」にまたがる仕事がありますので、教育総務課で「総務係」と「学校教育係」というように係名で学校教育が残ることになります。

学校教育課で行っていた事業等は、教育総務課の学校教育係で執り行うことになります。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質疑等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第40号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第40号、時津町組織機構の変更に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第41号 時津町組織機構の変更に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示

○ 相川教育長

続きまして、議案第41号、時津町組織機構の変更に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示の件を議題とします。

議案第41号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第41号、時津町組織機構の変更に伴う教育委員会告示の整備に関する告示についてご説明いたします。

資料を2枚めくっていただいて、3枚目の「時津町組織機構の変更に伴う時津町教育委員会関係規則の整備に関する規則の制定についての骨子」をご覧ください。

こちらについても、1の趣旨にあります。令和7年4月から教育総務課と学校教育課が統合し、教育総務課となりますので、今回は関係する告示の整理をするものです。

2の改正の内容にあります。 「学校教育支援員の設置等に関する要綱」から、裏のページになりますが、「時津町地域文化部活動改革検討委員会設置要綱」までの12の要綱について、学校教育課を教育総務課に改めるものです。施行期日は、令和7年4月1日となっております。

以上で議案第41号についての説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第41号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、案第41号、時津町組織機構の変更に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第42号 時津町組織機構の変更に伴う教育委員会関係訓令の整備に関する訓令

○ 相川教育長

続きまして、議案第42号、時津町組織機構の変更に伴う教育委員会関係訓令の整備に関する訓令の件を議題とします。

議案第42号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第42号、時津町組織機構の変更に伴う教育委員会訓令の整備に関する訓令についてご説明いたします。

資料を1枚めくっていただいて、2枚目の「時津町組織機構の変更に伴う教育委員会関係訓令の整備に関する訓令の制定についての骨子」をご覧ください。

こちらについても、1の趣旨にあります。令和7年4月から教育総務課と学校教育課が統合し、教育総務課となりますので、今回は関係する訓令の整理をするものです。

2の改正の内容にあります。 「①時津町教育委員会決裁規程」から「④時津町立小中学校教職員の人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施に関する訓令」までの4つの訓令等

について、学校教育課を教育総務課に改めるものです。

施行期日は、令和7年4月1日となっております。

以上で議案第42号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

引用誤りがあったというのが、時津教育委員会職員のハラスメントの防止等に関する訓令第9条の第3項ですか。

○ 大宅教育総務課長

時津町教育委員会決裁規程の一部改正の新旧対照表をご覧ください。第2条(定義)の(5)次長と(6)課長に引用誤りがありましたので改正します。また、第9条(各課長の専決事項)

(1)教育総務課長の専決事項、イ教育委員会関係の例規類の編集発行につきましては、町長部局の総務課で一括して執り行っていますので、削除します。他は、組織機構の変更に伴う変更となっています。

○ 宮原教育委員

第9条の第3項は、組織機構の変更に伴う改正ということですね。わかりました。

○ 相川教育長

他にご質疑等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第42号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、案第42号、時津町組織機構の変更に伴う教育委員会関係訓令の整備に関する訓令の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第43号 時津町教育委員会公告式規則

○ 相川教育長

続きまして、議案第43号、時津町教育委員会公告式規則の件を議題とします。

議案第43号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第43号、時津町教育委員会公告式規則についてご説明いたします。

資料を1枚めくっていただいて、2枚目の「時津町教育委員会公告式規則の全部を改正する規則の骨子」をご覧ください。

1の趣旨の4行目にありますが、現行では、規則等の公布時には教育長が署名して押印すると規定していますが、町長部局では署名ではなく、記名（名前を印字）して押印する取り扱いになっているため、同様の取り扱いとするものです。

2の改正の内容にありますが、規則は署名だけ、規則以外については記名押印に変更するものです。

施行期日は、令和7年1月1日となっております。

以上で議案第43号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

他にご質疑等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第43号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、案第43号、時津町教育委員会公告式規則の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第44号 時津町教育委員会事務局職員の人事について

○ 相川教育長

続きまして、議案第44号、時津町教育委員会事務局職員の人事についての件を議題とします。

議案第44号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第44号、時津町教育委員会事務局職員の人事についてご説明いたします。

本議案につきましては、12月13日に人事異動の内示がありましたので、この議案を提出するものです。

次の資料の「教育委員会事務局職員の人事異動」をご覧ください。

令和7年1月1日付けで田中 由紀子（たなか ゆきこ）主査が、新規採用で教育総務課に配属されます。そして、吉永 正彦（よしなが まさひこ）主事が、新規採用で社会教育課に配属されます。

町長事務局へ出向ですが、社会教育課の北川係長が税務課に異動するものです。

以上で議案第44号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 峯教育委員

この時期の異動は、新卒者ということではないのですか。

○ 大宅教育総務課長

田中 由紀子さんは、前職がある50歳代の方で、2級建築士の資格をお持ちです。1月1日からは教育総務課に配属されますが、4月1日から施設整備課に移られる予定です。

○ 相川教育長

吉永 正彦さんは、介護施設で介護士として勤めていらっしゃいました20歳代の方です。

他にご質疑等はありませんか。

○ 宮原教育委員

役職に「参事」・「主査」・「主事」とありますが、どのくらいの級になりますか。

○ 大宅教育総務課長

時津町では、「参事」「主査」が係長級、「主事」が役場に入ったばかりの方となっています。田中さんは、前職が換算されているものと思われます。また、役職名は、自治体で違うようです。

○ 相川教育長

他にご質疑等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第44号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、案第44号、時津町教育委員会事務局職員の人事についての件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、令和6年第11回時津町教育委員会会議を閉会します。